

別表

区分	事業内容	補助対象経費	事業実施主体	補助率	実施要件	実施期間	軽微な変更	
							経費の配分の変更	事業内容の変更
1 スタートアップ支援事業	(1) 検討会の開催等 設立から間もないフードバンク活動団体や生鮮食品の取扱量を拡大しようとするフードバンク活動団体の発展に向けて、その活動を円滑なものとするため、次のアからカまでの取組を行う。ただし、イからオまでの取組については、いずれか1つ又は複数の取組を選択して実施するものとする。 ア 検討会の開催 特定非営利活動法人、食品関連事業者、社会福祉法人、フードバンク活動団体、消費者団体等で構成される検討会を設置し、フードバンク活動の普及による食品ロス削減の検討を行い、今後の具体的活動方策等を取りまとめる。 イ 研修会等の開催 食品関連事業者、フードバンク活動団体の実務に携わる関係者に向け、アで取りまとめた内容に係る研修会等を開催する。 ウ 普及啓発の実施 フードバンク活動の社会的意義や食品ロス削減の効果等の普及啓発資料を作成し、食品関連事業者や消費者等に対し普及啓発を行う。 エ 人材育成の実施 フードバンク活動団体の人材育成に向けて、食品衛生管理及びフードバンク活動団体の運営方法等の習得のため、	事業内容に掲げる取組に必要な以下の経費を対象とする。 ・ 委員謝金、講師謝金・旅費、事務局員旅費、普及啓発資料作成費（資料作成に係る事務局員手当（注）及びデザイン費を含む。）、会場借料、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費、人材育成の実施に係る講習会等受講費（講習会受講料、研修指導者謝金）及び受講者旅費	フードバンク活動団体又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会。また、フードバンク活動団体ではない団体であって次に掲げる団体。 都道府県、市区町村、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財團法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、学校法人、公社、独立行政法人、社会福祉法人、又は市町村協議会の構成員及び法人格を有さない団体であって都道府県知事が地方農政局長等と協議の上、特に認める団体（以下「特認団体」という。以下同じ。）	定額	事業実施完了日までに、食品の取扱いに当たって「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」（農林水産省公表資料）に基づく又は準じた取扱いを行う体制を整備する団体であって、以下ア及びイのいずれかの要件を満たすフードバンク活動団体又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会であること。 また、以下ウに掲げる事業において3回以上補助を受けたことのない団体であること。 加えて、区分に掲げる2の事業を実施する団体でないこと。 ア 令和4年4月1日においてフードバンク活動の開始から3年を経過していないこと イ 青果物等生鮮食品の取扱量を拡大する計画を有すること ウ 過去の類似事業 (ア) 平成22年度食品産業環境対策支援事業（フードバンク活動推進事業） (イ) 平成23年度食品産業環境対策支援事業（フードバンク活動推進事業） (ウ) 平成24年度食品産業環境対策支援事業（フードバンク活動推進事業） (エ) 平成25年度食品産業環境対策推進事業食品廃棄物等削減推進事業（フードバンク活動に係る事業） (オ) 平成26年度食品ロス削減等総合対策事業フードバンク活動等の推進事業（フードバンク活動の支援に係る事業） (カ) 平成27年度食品ロス削減等総合対策事業フードバンク活動等の推進事業 (キ) 平成28年度食品ロス削減等総合対策事業フードバンク活動等の推進事業	交付決定の日から令和5年3月31日まで	事業内容の(1)及び(2)の経費の相互間における30%以内の増減	事業内容の各項目の削除以外の変更 補助事業に要する経費の30%以内の減

	<p>食品衛生責任者講習、先進フードバンク活動団体での現地研修の受講等の取組を行う。</p> <p>オ 連携強化の実施 他のフードバンク活動団体との連携強化を図るための情報交換会を開催する。</p> <p>カ 報告書の作成 アからオまでの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成し、公表する。</p>			<p>(ク) 平成 29 年度食品ロス削減等総合対策事業フードバンク活動の推進事業 (ケ) 平成 30 年度持続可能な循環資源活用総合対策事業フードバンク活動の推進事業 (コ) 平成 31 年度食料産業・6 次産業化交付金フードバンク活動の推進事業 (サ) 令和 2 年度食料産業・6 次産業化交付金フードバンク活動の推進事業 (シ) 令和 3 年度食料産業・6 次産業化交付金フードバンク活動の推進事業</p>		
(2) 食品受入能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立から間もないフードバンク活動団体や生鮮食品の取扱量を拡大しようとするフードバンク活動団体の発展に向けて、その活動を円滑なものとするため、運搬用車両、食品の保管用倉庫（冷蔵庫・冷凍庫含む。）、入出庫管理用機器等の賃借を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬用車両の賃借料（燃料を除く。） ・ 一時保管用倉庫（常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷凍冷蔵庫等）の賃借料 ・ 入出庫管理機器（ハンドリフト、ハンディスクローラー、ラベルプリンタ等）の賃借料（インク等の消耗品を除く。） 	<p>フードバンク活動団体又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会。</p>	1/2 以内		

2 先進的取組支援事業	食品の取扱量の拡大等の課題に対応する先進的な活動を行うフードバンク活動団体を拡大させるため、次のアからカまでのいずれか1つ又は複数の取組を行う。	事業内容に掲げる取組に必要な以下の経費を対象とすることとし、事業実施主体の主たる事業所が所在する都道府県等以外の地域において事業の実施に必要な経費も含めることができるものとする。	第2事業内容に掲げるアからカまでのいずれかの取組を行うフードバンク活動団体又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会。また、フードバンク活動団体ではない団体であって、イの取組を行う次に掲げる団体	1/2以内	事業実施完了日までに、食品の取扱いに当たって「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」(農林水産省公表資料)に基づく又は準じた取扱いを行う体制を整備すること。 第1欄の区分に掲げる1の事業を実施する間接補助事業者でないこと。	事業内容のアからカの経費の相互間における30%以内の増減	事業内容の各項目の削除以外の変更 補助事業に要する経費の30%以内の減
	ア 広域的な連携						
	フードバンク活動団体が、その所在する都道府県以外の地域の食品関連事業者及び子ども食堂等と連携し、広域的に食品の受入れ・提供を行う。	・ 活動経費 人件費・賃金(注)、謝金、旅費、会場借料、資料作成費、通信運搬費、消耗品費、委託費	都道府県、市区町村、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、学校法人、公社、独立行政法人、社会福祉法人、又は特認団体				
	イ プラットフォームの構築	・ 食品の一時保管用倉庫等の賃借料 運搬用車両の賃借料(燃料を除く。)、一時保管用倉庫(常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷凍冷蔵庫等)の賃借料、出入庫管理機器(ハンドリフト、ハンディスキヤナ、ラベルプリンタ等)の賃借料(インク等の消耗品を除く。)					
	ウ マッチングに特化した活動	・ 食品の輸配送費 (ア)他者に対して車両単位で輸配 送を依頼することにより行うも の (イ)小口配達便等により行うもの (ウ)事業実施者となるフードバン クの運営に携わる者が、自ら輸 配送することにより行うもの (輸配送に伴う荷積み、荷卸し、 倉庫の入出庫に係る業務に係る 実働に応じた対価(注)及び燃 料代(走行距離1キロメートル あたり16円に補助率を乗じた 額を補助上限とする。)を含む。)	なお、食品の輸配送費については、以下(a)または(b)に該当するものとし、フードバンクから需要地に輸配送した後に、当該需要地から別の子ども食堂等へ輸配送する費用は補助対象外とする。 (a) 食品関連事業者等から事業実 施者のフードバンクに輸配送す				
	エ 企業・行政とのコーディネー ト						
	フードバンク活動団体が、食品関連事業者や地方公共団体との連携強化により、継続的な食品の受入れや、食料の支援を必要とする者の情報の適切な把握等を行うこと等により子ども食堂等への食品の提供を行う。						
	オ 農業者との連携						

	<p>フードバンク活動団体が、農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体と連携して、生産段階で発生する規格外を含む農林水産物を受入れ、子ども食堂等に提供する。</p> <p>カ 食品関連事業者と連携したフードバンク活動</p> <p>民間団体等が、複数の食品関連事業者と連携することにより、食品の品目や量の偏りの解消等に取り組みつつ食品の受入れを行い、子ども食堂等のニーズに対応した食品の提供を行う。</p>	<p>ために必要な費用であって、フードバンクが支払うもの</p> <p>(b) 事業実施者のフードバンクから需要地（こども食堂等）に輸配送するために必要な費用であって、フードバンクが支払うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システム構築費 <p>区分の2における事業内容のイの活動に必要となる食品の提供者の提供情報と受入れ者の需要情報等を一元的に管理するシステムの構築（事業実施年度にその構築後の活用による食品提供の成果が認められる場合に限る。）に係るシステム設計費、補助賃金、マニュアル作成費</p>				
--	--	--	--	--	--	--

（注）補助事業に要する人件費（補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当）を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づいて算出すること。